

財政健全化計画の進捗状況

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課

令和5年度の主な取り組み

○国民健康保険税 税率等の改正 【令和5年4月1日施行】

- ▶課税限度額 3万円引上げ（合計99万円→102万円）

○出産育児一時金の支給額の引上げ 【令和5年4月1日施行】

- ▶出生児1人につき8万円引上げ（42万円→50万円）

○低所得者均等割軽減の拡充 【令和5年4月1日施行】

- ▶所得基準の拡充（5割軽減： $+5,000 \times \alpha$ 、2割軽減： $+15,000 \times \alpha$ ） α …世帯内の被保険者等の数

○産前産後保険税免除制度の創設 【令和6年1月1日施行】

- ▶出産する被保険者の産前産後期間に係る保険税を免除（単胎：4か月、多胎：6か月）

令和6年度の主な取り組み

○国民健康保険税 税率等の改正 【令和6年4月1日施行】

- ▶所得割率 0.52% 引上げ（基礎分+0.52%、後期分及び介護の改定なし）
- ▶均等割額 5,000円 引上げ（基礎分+3,600円、後期分+700円、介護分+700円）
- ▶課税限度額 2万円 引上げ（後期高齢者支援分+2万円、合計102万円→104万円）

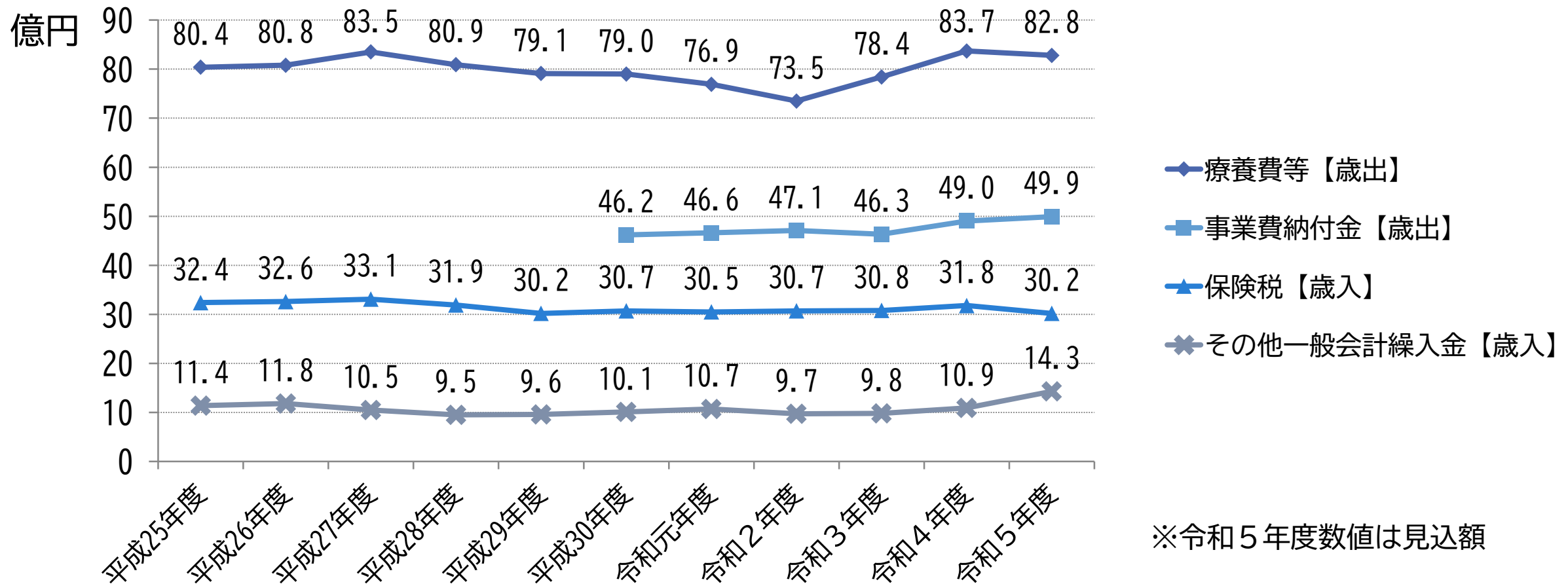
○低所得者均等割軽減の拡充 【令和6年4月1日施行】

- ▶所得基準の拡充（5割軽減：+5千円× α 2割軽減：+1万円× α ） α …世帯内の被保険者等の数

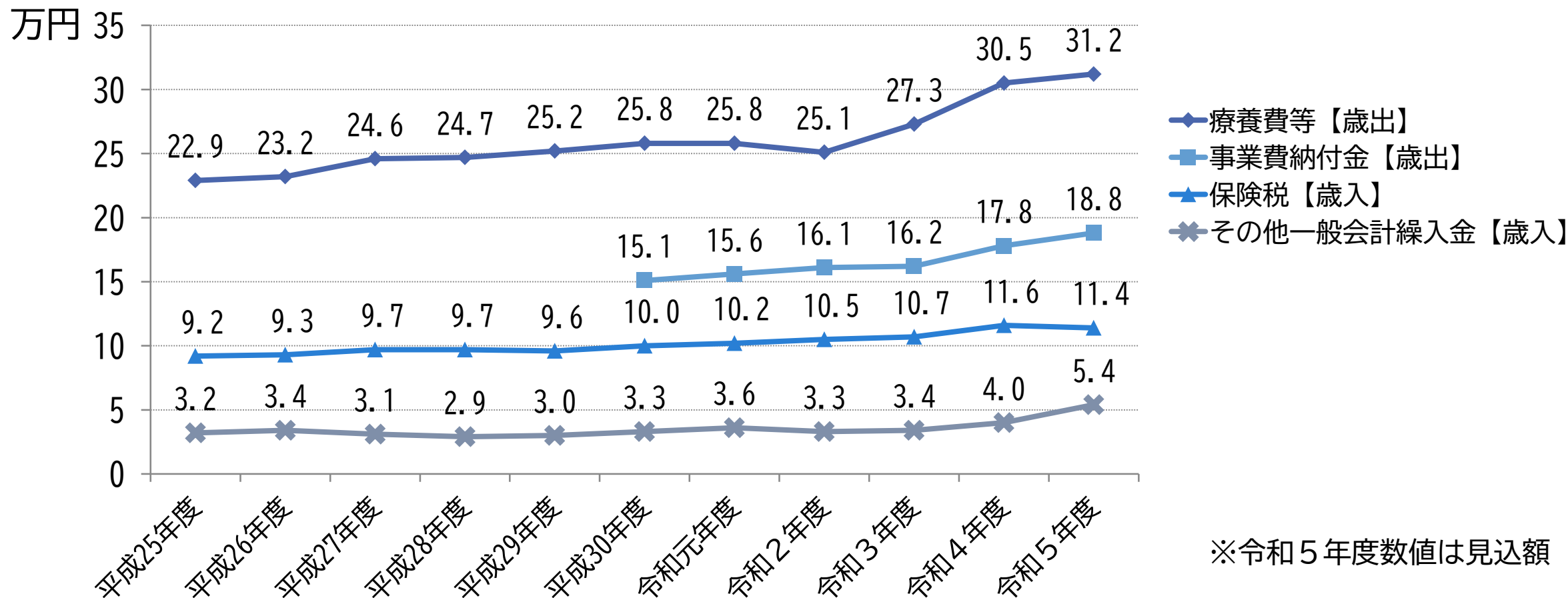
○国民健康保険税の職権による減免の適用 【令和6年7月4日施行】

- ▶大規模災害時の保険税の減免について、申請によらず職権による適用を可能とする規定を追記。

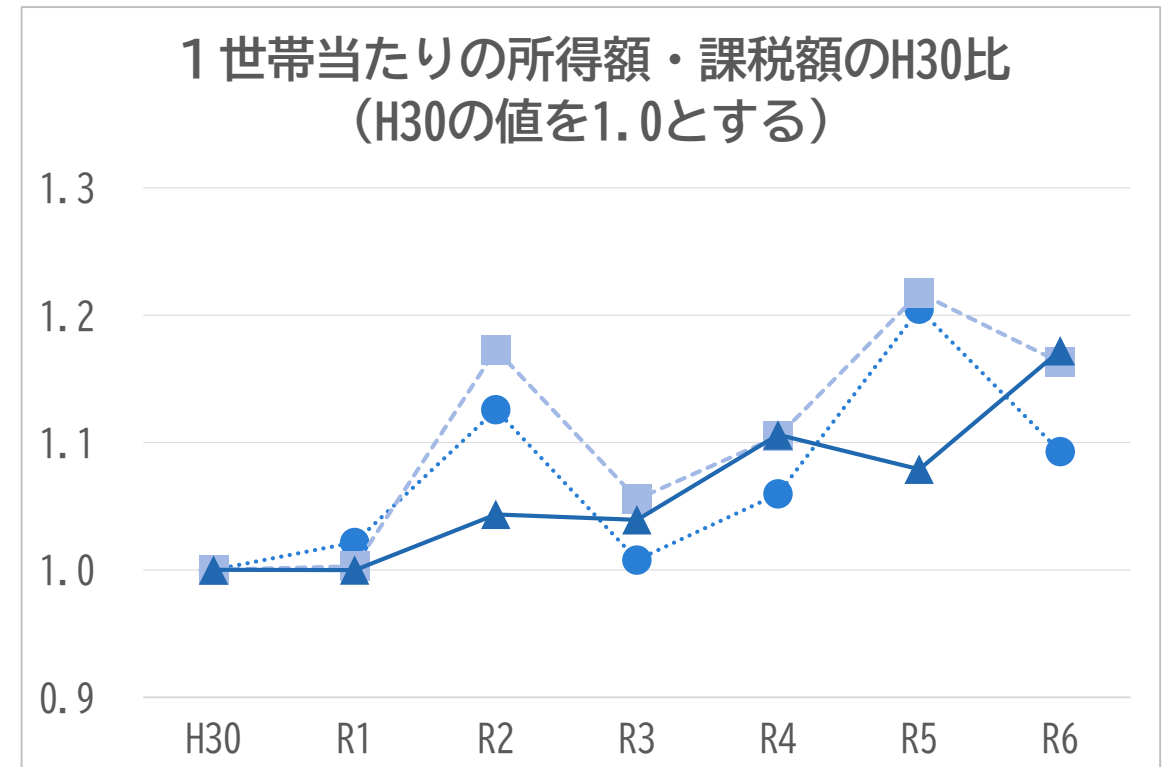
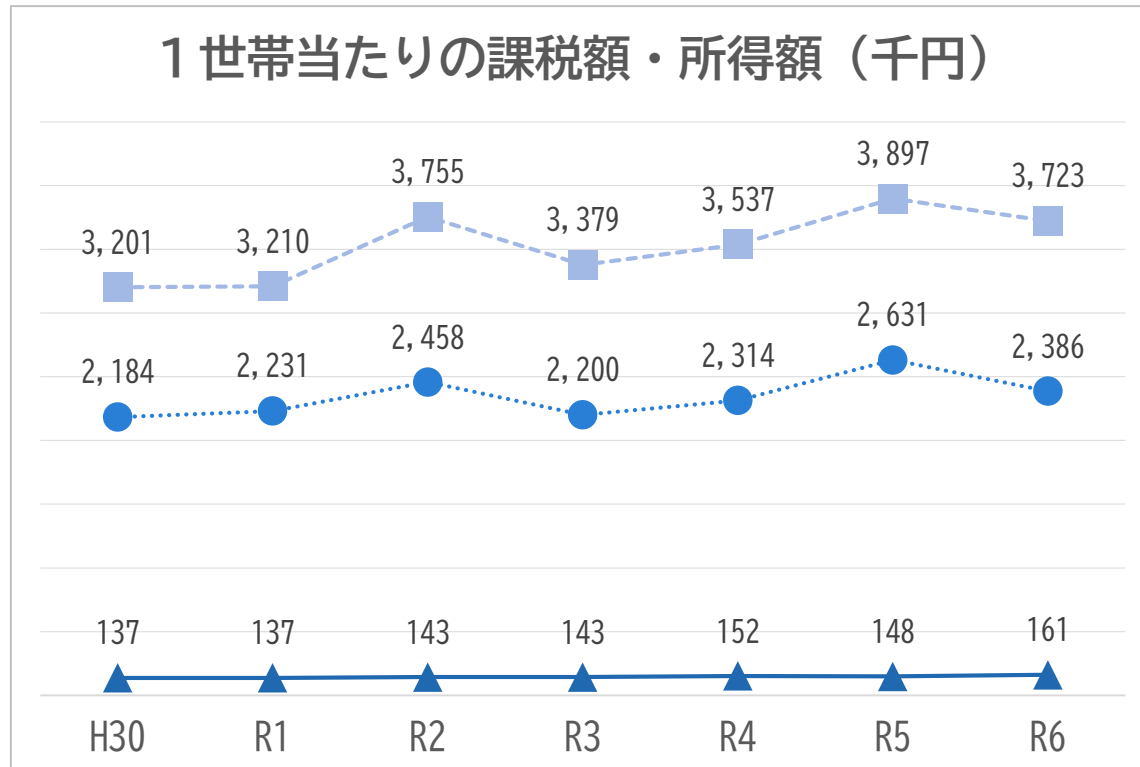
国民健康保険事業会計の推移 (決算額)



国民健康保険事業会計の推移 (1人当たり決算額)



市の国保世帯・被保険者の状況 (当初課税時点)



■ 軽減判定所得…擬制世帯主・旧被保険者を含む所得（非自発的軽減反映後）

● 総所得額……被保険者のみの所得

▲ 課税額

※ ● ■ は、いずれも給与所得控除・年金所得控除は控除後、基礎控除前の金額

赤字繰入額の推移

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
赤字繰入額 (円)		1,206,337,427	1,241,173,761	1,064,676,777	1,013,490,932	1,066,472,338	1,424,595,540
年度平均 被保険者(人)		30,610	29,826	29,330	28,681	27,476	26,535
赤字繰入額 一人当たり (円)	繰入額	39,410	41,614	36,300	35,337	38,815	53,687
	前年度比 削減額	—	-2,204	5,314	963	-3,478	-14,872
	削減 累計額	—	-2,204	3,110	4,073	595	-14,277
	削減 目標額	—	—	4,500	400	5,000	400

※令和5年度数値は見込額

年度目標に対する実施状況

【各年度における1人当たりの赤字削減目標】

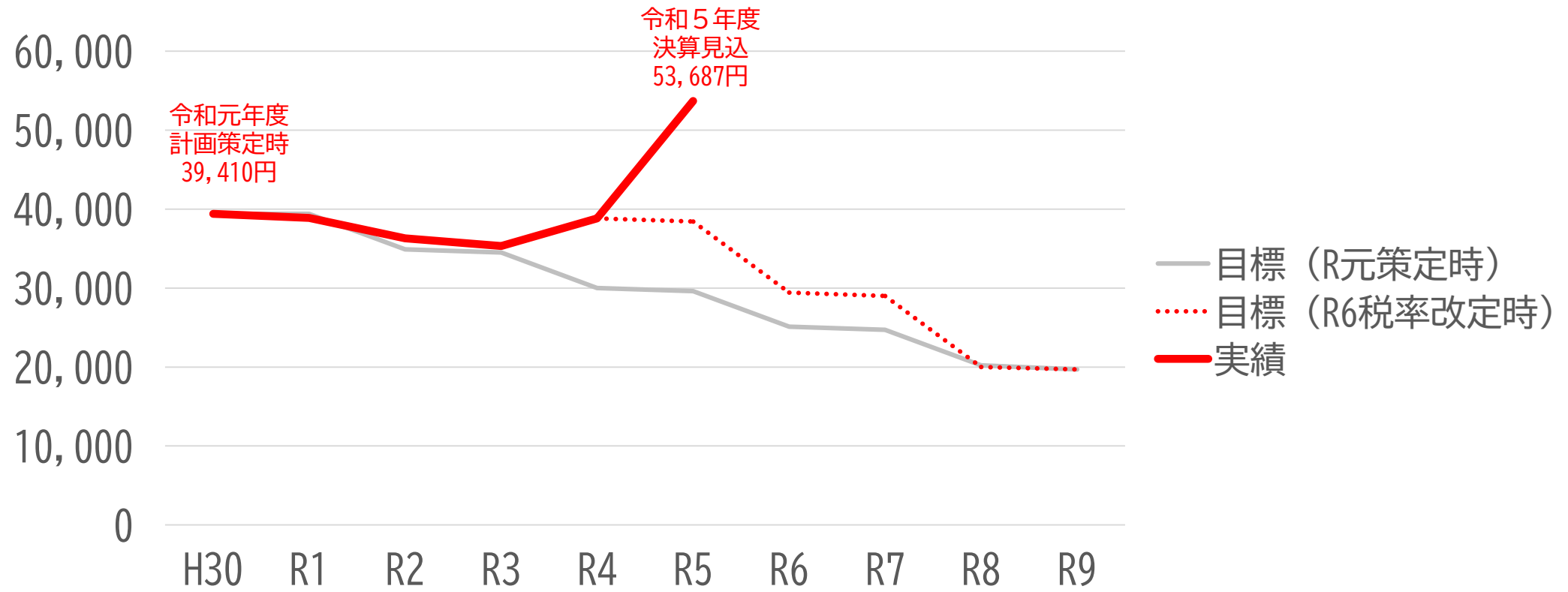
(単位：円)

		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
削減目標額	単年度	4,500	400	5,000	400	9,000	400	9,000	310
	累計額				995	9,995	10,395	19,395	19,705
実績額	前年度比	5,314	963	-3,478	-14,872				
	累計額	3,110	4,073	595	-14,277	—	—	—	—

年度目標に対する実施状況

【各年度における1人当たり赤字額】

(単位：円)



令和5年度赤字繰入額拡大の原因

○拡大要因

▶事業費納付金の増 前年度比 +約8,798万円

【増額原因】都全体の保険給付費の増、都全体の後期高齢者支援金分の増

▶保険税収入の減 前年度比 ▲約1億6,101万円

○今後の事業費納付金の見込み

▶令和6年度予算 約51億3,463万9千円（前年度比+約1億4,239万6千円）

▶令和7年度以降

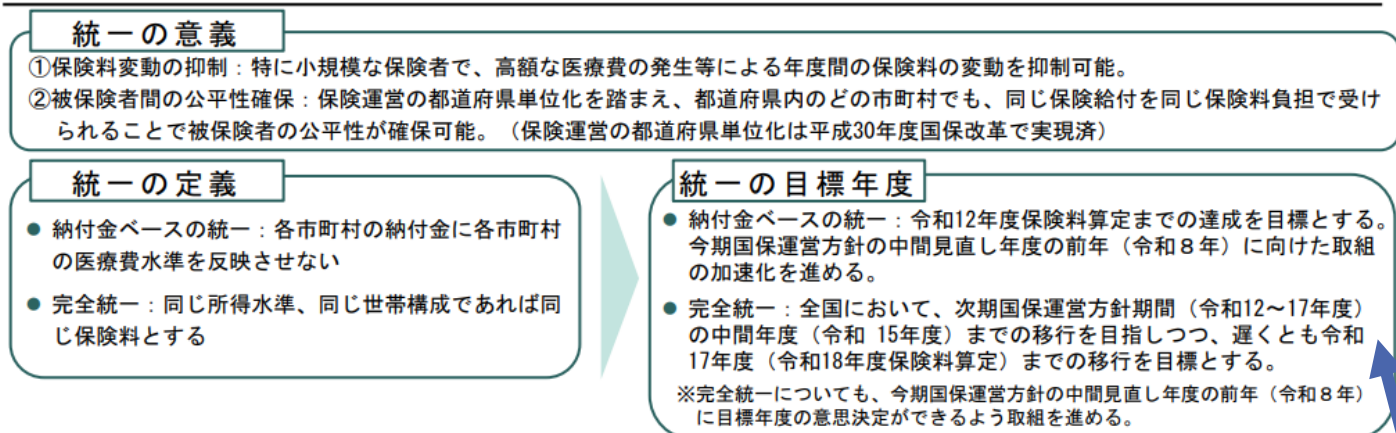
都内保険料水準の統一に向けて、事業費納付金の算定の際の「医療費指数反映係数 α 」が段階的に縮小され、医療費水準が比較的低い市は負担割合が大きくなっていくため、引き続き増加傾向の見込み

保険料水準統一加速化プランの改定（抜粋）

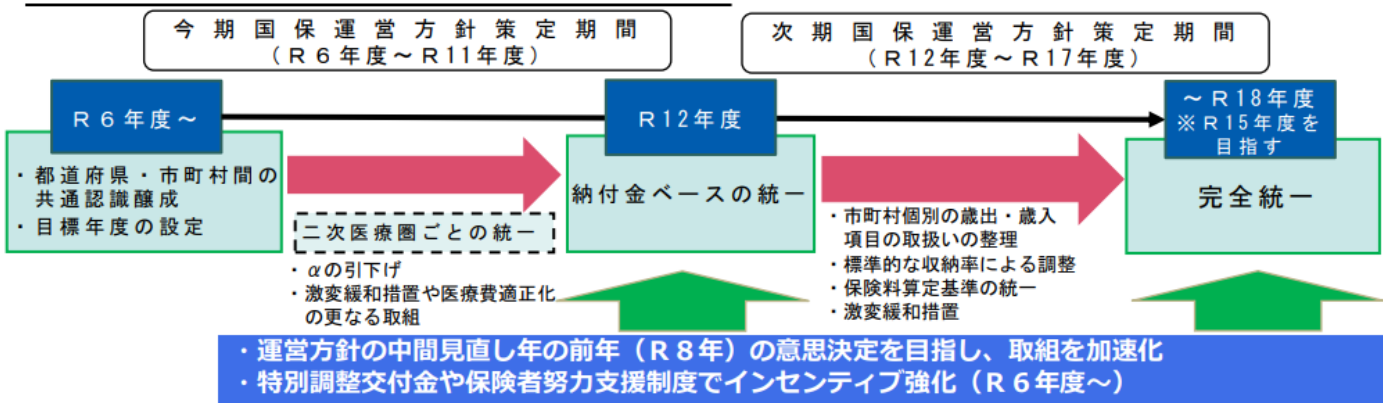
（１） 保険料水準統一加速化プラン（第２版）（概要）

令和６年６月26日 厚生労働省

保険料水準の統一の意義・定義



保険料水準の統一のスケジュール



保険料水準統一加速化プラン（第２版）

「被保険者数の減少や小規模保険者の増加等が進む中、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくためには、完全統一の早期実現を目指して保険料水準の統一を加速化する必要があるところ、今般、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）において、国民健康保険制度について、都道府県内の保険料水準の統一を徹底することが明記されたこと等を踏まえ、都道府県における保険料水準統一の取組の更なる加速化に資するよう、加速化プランを改定した。」

「遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。」

都内の財政健全化取組状況の比較①

【被保険者1人当たり法定外一般会計繰入金額の本市の都内順位】

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
49市区中順位	22位	26位	37位	41位	44位	41位	41位	-	-
26市中順位	9位	11位	15位	17位	21位	18位	18位	20位	21位

- ・順位は降順（1人当たり額の少ない順）
- ・都内49市区中順位は東京都保健医療局ホームページ「国民健康保険事業状況（第5表）」から算出
- ・多摩26市中の順位は他市が実施した調査結果による
- ・令和5年度数値は決算見込額

都内の財政健全化取組状況の比較②

【令和6年度都内市区平均の税率等の比較】

	基礎課税分		後期高齢者 支援金等課税分		介護納付金課税分 (40歳～64歳の方のみ)		合計 (介護含む)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
本市	5.62 %	31,000円	1.95 %	11,300円	1.65 %	13,600円	9.22 %	55,900円
49市区平均	7.26 %	39,580円	2.42 %	13,870円	2.06 %	15,084円	11.74 %	68,534円
26市平均	6.02 %	31,316円	2.07 %	11,590円	1.89 %	13,728円	9.98 %	56,634円
49市区平均 との差	-1.64 p	-8,580円	-0.47 p	-2,570円	-0.41 p	-1,484円	-2.52 p	-12,634円

令和7年度に向けて

○国民健康保険税の課税限度額の見直し

- ▶令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等が定められ、地方税法施行令が改正された（令和6年4月1日施行）。

	令和6年度法定課税限度額			本市
	改正前		改正後	
基礎分	65万円	改正なし	65万円	65万円
後期分	22万円	+2万円	<u>24万円</u>	22万円
介護分	17万円	改正なし	17万円	17万円
合 計	104万円	+2万円	<u>106万円</u>	104万円

○武蔵野市国民健康保険財政健全化計画の改定

- ▶東京都国民健康保険運営方針の改定、本市財政健全化計画に基づく赤字削減の進捗状況等を踏まえて計画を改定する。